

I 型介護医療院施設サービス料金表（個室）

【負担割合 1 割】

通常（第 4 段階）

令和 3 年 12 月

個 室（i）/日	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
施設サービス費（Ⅱ）	704 円	812 円	1,045 円	1,144 円	1,233 円
夜間勤務等看護（Ⅳ）	7 円				
指 導 管 理 料	感染対策指導管理 6 円, 褥瘡対策指導管理（Ⅰ） 6 円				
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22 円				
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	※2 所定単位×2. 6%				
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	※2 所定単位×1. 5%				
食 費	1,768 円（第 1 段階 300 円, 第 2 段階 390 円, 第 3 段階① 650 円, 第 3 段階② 1,360 円）				
居 住 費	1,668 円（第 1 段階 490 円, 第 2 段階 490 円, 第 3 段階①・② 1,310 円）				
入所者負担(30 日)※1	126,346 円	129,719 円	136,996 円	140,087 円	142,867 円

※1 の入所者負担計算方法

【施設サービス費（Ⅱ）＋夜間勤務等看護（Ⅳ）＋感染・褥瘡対策指導管理＋サービス提供体制強化加算（Ⅰ）】×30 日
上記計算式に 2. 6%と 1. 5%（※2）をそれぞれ加算し、食費・居住費 30 日間の負担額をプラスした計算です。

※2 の所定単位とは

【施設サービス費（Ⅱ） 夜間勤務等看護（Ⅳ） 感染・褥瘡対策指導管理 サービス提供体制強化加算（Ⅰ）】
および下記の施設サービス費加算をさします。

【施設サービス費加算】

（1 割負担の金額）

- 長期療養生活移行加算 60 円（入所から 90 日間）
- 安全対策体制加算 20 円（入所時に 1 回）
- 経口維持加算（Ⅰ）（1 月）400 円
- 経口移行加算（1 日）28 円
- 初期加算（1 日）30 円（入所から 30 日間）
- 外泊加算（1 日）362 円（施設サービス費に代えて）
- 療養食加算（1 食）6 円（糖尿病食,腎臓病食等）
- 退所前後訪問指導加算 460 円（1 回につき）
- 退所時指導加算 400 円（1 回のみ）
- 退所時情報提供加算 500 円（1 回のみ）
- 退所前連携加算 500 円（1 回のみ）
- 訪問看護指示書 300 円（1 回のみ）
- 緊急時施設診療費 518 円（1 月 3 回まで）
- 特別診療費

【入所者ご希望による加算】

- 個室料 1 日 1,650 円
- 理美容料 実 費
- 寝間衣貸出料 1 日 60 円
- 日用品費 1 日 130 円
- 教養娯楽費(テレビ貸出料) 1 日 200 円
- 教養娯楽費(その他) 1 回 130 円
- 行事時飲食代 1 回 250 円
- 健康管理費(イワレガ等) 実 費
- 洗濯料 (小)100 円,(中)170 円,(大)220 円
- 電気毛布等使用料 1 日 110 円
- 電気製品持込使用料 1 製品 1 日 60 円
- 上記以外の私費 私費料金表参照
- 文書料 文書料金表参照

入所者様に対し、指導管理、リハビリテーション等のうち、日常的に必要な医療行為として、別に厚生労働大臣が定める単位数に 10 円を乗じて得た額の 10 分の 1 を自己負担分として算定します。

- 日用品費には石鹸・シャンプー・おしぼり・エプロン・ティッシュ等が、また教養娯楽費には、テレビ貸出料、レクリエーション・行事（お誕生会）等で使用の材料費等が含まれます。但し、共用の新聞・雑誌、おむつ代は「施設サービス費（Ⅱ）」に含まれております。
- 特別診療料として「短期集中リハビリテーション」又は「個別リハビリテーション」を実施いたします。短期集中リハビリテーション 240 円/日、個別リハビリテーション 1 ヶ月 10 回まで 123 円/回、11 回目以降 86 円/回が加算されます。言語聴覚士による言語療法を実施した場合は言語聴覚療法 203 円/回、11 回目以降 142 円/回が加算されます。1 ヶ月の回数は入所者の健康状態により異なります。
- 当院より処方薬を紛失および破損等で、再度薬剤を処方された場合には実費負担（10 割）となります。
- 入所中、医療保険での治療が生じた場合、別で医療保険を使用し計算させていただきます。
- 感染症対策に係る感染防護対応のための諸経費の負担増への対応や、感染拡大防止に配慮しつつ、より充実したサービスの提供に向け取り組みを行っているため、施設サービス費に 0.1%上乗せして計算させていただきます。なお、厚生労働省による期限の定めや特例的な評価の変更が示された場合は、効力を失うものとします。

I 型介護医療院施設サービス料金表（個室）

【負担割合 2 割】

通常（第 4 段階）

令和 3 年 12 月

個 室（i）/日	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
施設サービス費（Ⅱ）	1,408 円	1,624 円	2,090 円	2,288 円	2,466 円
夜間勤務等看護（Ⅳ）	1 4 円				
指 導 管 理 料	感染対策指導管理 1 2 円,		褥瘡対策指導管理（Ⅰ） 1 2 円		
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	44 円				
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	※2 所定単位×2. 6%				
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	※2 所定単位×1. 5%				
食 費	1,715 円（第 1 段階 300 円, 第 2 段階 390 円, 第 3 段階① 650 円, 第 3 段階② 1,360 円）				
居 住 費	1,668 円（第 1 段階 490 円, 第 2 段階 490 円, 第 3 段階①・② 1,310 円）				
入所者負担（30 日）※1	149,612 円	156,358 円	170,912 円	177,094 円	182,654 円

※1 の入所者負担計算方法

【施設サービス費（Ⅱ）＋夜間勤務等看護（Ⅳ）＋感染・褥瘡対策指導管理＋サービス提供体制強化加算（Ⅰ）】×30 日
上記計算式に 2. 6% と 1. 5%（※2）をそれぞれ加算し、食費・居住費 30 日間の負担額をプラスした計算です。

※2 の所定単位とは

【施設サービス費（Ⅱ） 夜間勤務等看護（Ⅳ） 感染・褥瘡対策指導管理 サービス提供体制強化加算（Ⅰ）
および下記の施設サービス費加算をさします。

【施設サービス費加算】

（2 割負担の金額）

- 長期療養生活移行加算 120 円（入所から 90 日間）
- 安全対策体制加算 40 円（入所時に 1 回）
- 経口維持加算（Ⅰ）（1 月） 800 円
- 経口移行加算（1 日） 56 円
- 初期加算（1 日） 60 円（入所から 30 日間）
- 外泊加算（1 日） 724 円（施設サービス費に代えて）
- 療養食加算（1 食） 12 円（糖尿病食、腎臓病食等）
- 退所前後訪問指導加算 920 円（1 回につき）
- 退所時指導加算 800 円（1 回のみ）
- 退所時情報提供加算 1,000 円（1 回のみ）
- 退所前連携加算 1,000 円（1 回のみ）
- 訪問看護指示書 600 円（1 回のみ）
- 緊急時施設診療費 1,036 円（1 月 3 回まで）
- 特別診療費

【入所者ご希望による加算】

- 個室料 1 日 1,650 円
- 理美容料 実 費
- 寝間衣貸出料 1 日 60 円
- 日用品費 1 日 130 円
- 教養娯楽費（テレビ貸出料） 1 日 200 円
- 教養娯楽費（その他） 1 回 130 円
- 行事時飲食代 1 回 250 円
- 健康管理費（イワレガ）等 実 費
- 洗濯料（小）100 円,（中）170 円,（大）220 円
- 電気毛布等使用料 1 日 110 円
- 電気製品持込使用料 1 製品 1 日 60 円
- 上記以外の私費 私費料金表参照
- 文書料 文書料金表参照

入所者様に対し、指導管理、リハビリテーション等のうち、日常的に必要な医療行為として、別に厚生労働大臣が定める単位数に 10 円を乗じて得た額の 10 分の 2 を自己負担分として算定します。

- 日用品費には石鹸・シャンプー・おしぼり・エプロン・ティッシュ等が、また教養娯楽費には、テレビ貸出料、レクリエーション・行事（お誕生会）等で使用の材料費等が含まれます。但し、共用の新聞・雑誌、おむつ代は「施設サービス費（Ⅱ）」に含まれております。
- 特別診療料として「短期集中リハビリテーション」又は「個別リハビリテーション」を実施いたします。短期集中リハビリテーション 480 円/日、個別リハビリテーション 1 ヶ月 10 回まで 246 円/回、11 回目以降 172 円/回が加算されます。言語聴覚士による言語療法を実施した場合は言語聴覚療法 406 円/回、11 回目以降 284 円/回が加算されます。1 ヶ月の回数は入所者の健康状態により異なります。
- 当院より処方薬を紛失および破損等で、再度薬剤を処方された場合には実費負担（10 割）となります。
- 入所中、医療保険での治療が生じた場合、別で医療保険を使用し計算させていただきます。
- 感染症対策に係る感染防護対応のための諸経費の負担増への対応や、感染拡大防止に配慮しつつ、より充実したサービスの提供に向け取り組みを行っているため、施設サービス費に 0.1% 上乗せして計算させていただきます。なお、厚生労働省による期限の定めや特例的な評価の変更が示された場合は、効力を失うものとしします。

I 型介護医療院施設サービス料金表（個室）
【負担割合 3 割】

通常（第 4 段階）

令和 3 年 12 月

個 室（i）/日	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
施設サービス費（Ⅱ）	2,112 円	2,436 円	3,135 円	3,432 円	3,699 円
夜間勤務等看護（Ⅳ）	21 円				
指 導 管 理 料	感染対策指導管理 18 円,		褥瘡対策指導管理（Ⅰ） 18 円		
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	66 円				
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	※2 所定単位×2. 6%				
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	※2 所定単位×1. 5%				
食 費	1,715 円（第 1 段階 300 円, 第 2 段階 390 円, 第 3 段階① 650 円, 第 3 段階② 1,360 円）				
居 住 費	1,668 円（第 1 段階 490 円, 第 2 段階 490 円, 第 3 段階①・② 1,310 円）				
利用者負担（30 日）※1	172,828 円	182,997 円	204,828 円	214,101 円	222,441 円

※1 の利用者負担計算方法

【施設サービス費（Ⅱ）＋夜間勤務等看護（Ⅳ）＋感染・褥瘡対策指導管理＋サービス提供体制強化加算（Ⅰ）】
×30 日

上記計算式に 2. 6% と 1. 5%（※2）をそれぞれ加算し、食費・居住費 30 日間の負担額をプラスした計算です。

※2 の所定単位とは

【施設サービス費 夜間勤務等看護（Ⅳ） 感染・褥瘡対策指導管理 サービス提供体制強化加算（Ⅰ）
および下記の施設サービス費加算をさします。

【施設サービス費加算】

（3 割負担の金額）

- 長期療養生活移行加算 180 円（入所から 90 日間）
- 安全対策体制加算 60 円（入所時に 1 回）
- 経口維持加算（Ⅰ）（1 月）1,200 円
- 経口移行加算（1 日）84 円
- 初期加算（1 日）90 円（入所から 30 日間）
- 外泊加算（1 日）1,086 円（施設サービス費に代えて）
- 療養食加算（1 食）18 円（糖尿病食, 腎臓病食等）
- 退所前後訪問指導加算 1,380 円（1 回につき）
- 退所時指導加算 1,200 円（1 回のみ）
- 退所時情報提供加算 1,500 円（1 回のみ）
- 退所前連携加算 1,500 円（1 回のみ）
- 訪問看護指示書 900 円（1 回のみ）
- 緊急時施設診療費 1,554 円（1 月 3 回まで）
- 特別診療費

【入所者ご希望による加算】

- 個室料 1 日 1,650 円
- 理美容料 実 費
- 寝間衣貸出料 1 日 60 円
- 日用品費 1 日 130 円
- 教養娯楽費(テレビ貸出料) 1 日 200 円
- 教養娯楽費(その他) 1 回 130 円
- 行事時飲食代 1 回 250 円
- 健康管理費(ツリガサ等) 実 費
- 洗濯料 (小)100 円,(中)170 円,(大)220 円
- 電気毛布等使用料 1 日 110 円
- 電気製品持込使用料 1 製品 1 日 60 円
- 上記以外の私費 私費料金表参照
- 文書料 文書料金表参照

入所者様に対し、指導管理、リハビリテーション等のうち、日常的に必要な医療行為として、別に厚生労働大臣が定める単位数に 10 円を乗じて得た額の 10 分の 3 を自己負担分として算定します。

- 日用品費には石鹸・シャンプー・おしぼり・エプロン・ティッシュ等が、また教養娯楽費には、テレビ貸出料、レクリエーション・行事（お誕生会）等で使用の材料費等が含まれます。但し、共用の新聞・雑誌、おむつ代は「施設サービス費（Ⅱ）」に含まれております。
- 特別診療料として「短期集中リハビリテーション」又は「個別リハビリテーション」を実施いたします。短期集中リハビリテーション 720 円/日、個別リハビリテーション 1 ヶ月 10 回まで 369 円/回、11 回目以降 258 円/回が加算されます。言語聴覚士による言語療法を実施した場合は言語聴覚療法 609 円/回、11 回目以降 426 円/回が加算されます。1 ヶ月の回数は入所者の健康状態により異なります。
- 当院より処方薬を紛失および破損等で、再度薬剤を処方された場合には実費負担（10 割）となります。
- 入所中、医療保険での治療が生じた場合、別で医療保険を使用し計算させていただきます。
- 感染症対策に係る感染防護対応のための諸経費の負担増への対応や、感染拡大防止に配慮しつつ、より充実したサービスの提供に向け取り組みを行っているため、施設サービス費に 0.1% 上乗せして計算させていただきます。なお、厚生労働省による期限の定めや特例的な評価の変更が示された場合は、効力を失うものとします。